

奈良県内における交通事故の発生状況（令和2年7月末）



人身事故件数：	1, 535件	（前年対比： -397件）
死者数：	12人	（前年対比： -6人）
負傷者数：	1, 891人	（前年対比： -521人）
物損事故件数：	17, 854件	（前年対比： -3, 322件）

※数値は概数

大和の交通マナーを高め、交通事故防止に寄与する交通安全ポスターを募集します

- ◆ 応募資格 県内に「居住」または「在学中」で次の者
小学校の部：小学4～6年生の児童
中学生の部：中学1～3年生の生徒
- ◆ 作品の規格 四つ切り画用紙（約37cm×52cm）で自作・未発表のもの
※作品の内容・文言等は道路交通法に適合し、交通安全意識を高めるものにしてください。
応募作品については厳正に審査したうえで、優秀作品として各部金賞1名・銀賞2名・銅賞3名・佳作20名を表彰します。
- ◆ 作品送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁 安全・安心まちづくり推進課内 奈良県交通対策協議会あて
- ◆ 募集期間 令和2年7月13日（月）～令和2年9月11日（金）【当課必着】

- ※ 応募作品は、原則として返却いたしません。
- ※ 応募作品の著作権は奈良県交通対策協議会に帰属します。
- ※ 優秀作品は、県施設での展示、交通安全イベント等に活用します。
- ※ 優秀作品については交通安全啓発に活用し、学校名・氏名等を公表することをご了承いただきます。
- ※ 表彰は「各市町村教育委員会」または「学校」を通じて行う予定です。参加賞はありません。
- ※ 募集要項は、当課HP（<http://www.pref.nara.jp/47769.htm>）をご覧ください。

妨害運転への罰則の創設（令和2年6月30日改正道交法が施行）

妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。妨害運転は厳しく処罰され、運転免許を取り消されることとなります。車を運転する際は「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって安全な運転を心がけましょう。

- ① 妨害運転（交通の危険のおそれ）
 - ・ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・ 違反点数2.5点
 - ・ 運転免許取消（欠格期間2年）
- ② 妨害運転（著しい交通の危険）
 - ・ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・ 違反点数3.5点
 - ・ 運転免許取消（欠格期間3年）

あおり運転をした

あおり運転により
危険が生じた

